



# 栃木県公報

平成 27 年  
3月24日(火)  
第2666号

## 目 次

### 規 則

- 災害救助法施行細則の一部改正..... 235
- 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正..... 236
- 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正..... 237
- 宅地建物取引業法施行細則の一部改正..... 237

### 告 示

- 栃木県土地利用基本計画の一部変更..... 238
- 専修学校の設置認可..... 238
- 予防接種の業務を行う医師..... 238
- 予防接種の業務を行う医師として告示した事項の変更..... 239
- 予防接種の業務を行わなくなった医師..... 239
- 児童福祉法による指定通所支援の事業の廃止..... 240
- 土地改良区定款変更の認可..... 240
- 道路の区域の変更..... 240
- 道路の供用開始..... 241
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可..... 241
- 同..... 242
- 栃木県収入証紙を売りさばく者の指定..... 242

### 訓 令

- 栃木県官報報告規程の一部改正..... 242

### 公 告

- 基本測量の終了..... 243
- 栃木県収入証紙売りさばき場所の変更..... 243

### 宇都宮市街地開発組合

- 第221回宇都宮市街地開発組合議会定例会の閉会 ..... 244
- 平成26年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算（第1号） ..... 244
- 平成27年度宇都宮市街地開発組合一般会計予算..... 245

## 規 則

### 栃木県規則第十三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

栃木県知事 福田 富一

#### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年栃木県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の部(一)の項の1中「に収容する」を「を供与される」に改め、同項の3中「を収容する」を「に供与する」に、「三〇〇円」を「三二〇円」に改め、同部(二)の項の1中「に収容できる」を「を供与される」に改め、同項の2中「二、四〇一、〇〇〇円」を「二、五三〇、〇〇〇円」に改め、同項の4中「を収容

する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を「に供与する施設」に改め、同項の5中「に収容する」を「を供与する」に改め、同表二の部(一)の項の1中「収容された」を「避難している」に改め、同項の3中「一、〇一〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表の三の部(三)の項中「一七、二〇〇円」を「一七、八〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、九〇〇円」に、「三二、七〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「三九、二〇〇円」を「四〇、四〇〇円」に、「四九、七〇〇円」を「五一、二〇〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「二八、五〇〇円」を「二九、四〇〇円」に、「三六、九〇〇円」を「三八、一〇〇円」に、「五一、四〇〇円」を「五三、一〇〇円」に、「六〇、二〇〇円」を「六一、一〇〇円」に、「七五、七〇〇円」を「七八、一〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「七、六〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、七〇〇円」に、「二三、八〇〇円」を「二四、二〇〇円」に、「二七、四〇〇円」を「二八、〇〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、四〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、三〇〇円」に、「一六、八〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「一九、九〇〇円」を「二〇、六〇〇円」に、「二五、三〇〇円」を「二六、一〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、同表の四の部(二)の項の3中「衛生材料」を「衛生材料費」に改め、同表の六の部(三)の項中「五二〇、〇〇〇円」を「五四七、〇〇〇円」に改め、同表の九の部(二)の項の4のイ中「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、同項の4のロ中「五、〇〇〇円」を「五、二〇〇円」に改め、同表の十の部(三)の項中「二〇一、〇〇〇円」を「二〇六、〇〇〇円」に、「一六〇、八〇〇円」を「一六四、八〇〇円」に改める。

別表第二の(一)の項の表中「二一、七〇〇円」を「二三、一〇〇円」に、「四、四八〇円」を「四、六一〇円」に、「二五、六〇〇円」を「二五、七〇〇円」に、「三、三二二円」を「三、一四〇円」に、

「	「	を	「	に
「	「		「	に
一四、八〇〇円	三、〇五五円		一四、九〇〇円	二、九八〇円
一四、八〇〇円	三、〇五五円		一四、六〇〇円	二、九二〇円
」	」		」	」

「三、三四五円」を「三、二四〇円」に、「一七、五〇〇円」を「三二、六〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「四、五二〇円」に、「一七、七〇〇円」を「三三、三〇〇円」に、「三、五四〇円」を「四、六六〇円」

に	「	を	「	に
	「		「	
	一六、二〇〇円	三、二四〇円	一〇、九〇〇円	四、一八〇円
	」	」	」	」

改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一及び別表第二の(一)の項の表（救急救命士に係る部分を除く。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

(消防防災課)

**栃木県規則第十四号**

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成十一年栃木県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(廃棄物対策課)

栃木県規則第十五号

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

栃木県知事 福田 富一

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則（平成十五年栃木県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の1栃木県産業技術センターの部(1)機械加工機器類の款スポンジングマシンの項、同部(3)物性試験機器類の款静ひずみ測定機の項、同部(4)寸法・形状測定機器及び表面観察機器類の款マイクロスコープの項、同部(8)設計・デザイン支援機器類の款CADシステムの項、同表の4栃木県産業技術センター繊維物技術支援センターの部(1)機械加工機器類の款リードローイングマシンの項及び同部(6)設計・デザイン支援機器類の款簡易デザイン柄出システムの項を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(工業振興課)

栃木県規則第十六号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

栃木県知事 福田 富一

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和五十四年栃木県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条から第八条までを次のように改める。

第六条から第八条まで 削除

第十一条の見出し中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条中「第十四条の十五第四項」を「第十四条の十五第五項」に、「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

第十二条（見出しを含む。）中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

別記様式第二号中「専任取引主任者」を「専任の宅地建物取引士」に、「専任の取引主任者の数」を「専任の宅地建物取引士の数」に改め、同様式備考六中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第五号を次のように改める。

別記様式第4号及び別記様式第5号 削除

別記様式第六号中「宅地建物取引主任者資格登録簿登録消除申請書」を「宅地建物取引士資格登録簿登録消除申請書」に改める。

別記様式第八号中「宅地建物取引主任者証返納（提出）書」を「宅地建物取引士証返納（提出）書」に、「取引主任者住所」を「宅地建物取引士住所」に、「宅地建物取引主任者証を」と「宅地建物取引士証を」に、「取引主任者証が」と「宅地建物取引士証が」に、「取引主任者証」と「宅地建物取引士証」に、「期間取引主任者」と「期間、宅地建物取引士」に改める。

別記様式第九号中「宅地建物取引主任者証返還請求願出書」を「宅地建物取引士証返還請求願出書」に、「取引主任者住所」を「宅地建物取引士住所」に、「宅地建物取引主任者証」と「宅地建物取引士証」に、「取引主任者資格登録番号」と「宅地建物取引士資格登録番号」に、「取引主任者証発行番号」と「宅地建物取引士証発行番号」に、「取引主任者証発行年月日」と「宅地建物取引士証発行年月日」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の宅地建物取引業法施行細則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するもの限り、当分の間、所要の補正をして使用する事ができる。

(任意課)

告 示

栃木県告示第111号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく栃木県土地利用基本計画の計画図の一部について、平成27年3月16日をもって変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、計画図については、その記載を省略し、栃木県総合政策部地域振興課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福田 富一  
(地域振興課)

栃木県告示第112号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により、平成27年3月13日付けで、次のとおり専修学校の設置を認可した。

平成27年3月24日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	設 置 者	課 程 別	修業年限	定 員
国際ティビシイ 小山看護専門学校	小山市大字神鳥谷字足形2247番11	学校法人ティ ビシイ学院	専門課程	3年	240人

(文書学事課)

栃木県告示第113号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定による予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福田 富一

医 師 名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
船 倉 豪 志	足利市栄町1丁目3412	医療法人 博済会 鈴木病院
佐 谷 徹 郎	足利市栄町1丁目3412	医療法人 博済会 鈴木病院
坪 内 美佐子	足利市田中町100	医療法人杏林会 今井病院
谷 有希子	足利市田中町100	医療法人杏林会 今井病院
亀 田 知 明	足利市田中町100	医療法人杏林会 今井病院
手 塚 修 一	足利市田中町100	医療法人杏林会 今井病院
永 谷 勝 也	足利市田中町100	医療法人杏林会 今井病院
進 上 泰 明	足利市田中町100	医療法人杏林会 今井病院
金 子 洋 之	足利市田中町100	医療法人杏林会 今井病院

高橋 雅一	足利市田中町100	医療法人杏林会 今井病院
青木 謙祐	栃木市大平町新1474-1	あおき耳鼻咽喉科医院
関 慎也	鹿沼市下田町1-1033	上都賀総合病院
島田 和幸	小山市若木町1丁目1番5号	新小山市民病院
横溝 亜希子	小山市若木町1丁目1番5号	新小山市民病院
佐藤 健夫	小山市若木町1丁目1番5号	新小山市民病院
津本 順史	小山市西城南2丁目18番地7	城南クリニック
金子 明弘	小山市大字喜沢1475番地328	おやま城北クリニック
住吉 信彦	那須塩原市弥生町1番10号	福島整形外科病院
佐竹 洋之	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
海野 健人	下野市小金井2-4-3	小金井中央病院
富山 剛	下野市仁良川1518-1	あんずの森クリニック
坂本 宏泰	小山市土塔222番14	ソフィアホームケアクリニック
上野 直子	那須町大字高久甲375	那須高原病院

#### 栃木県告示第114号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定による予防接種を行う次の医師について、その氏名又は予防接種を行う主たる場所に変更があったので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定により公告する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福田 富一

医師名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
田宮 千知 (大原 千知)	大田原市中田原1081番地4	那須赤十字病院

(注) 表中の( )内は変更前のもの

#### 栃木県告示第115号

次の医師は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定による予防接種を行う医師ではなくなったので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定により公告する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福田 富一

医師名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
糸岐 一茂	鹿沼市下田町1-1033	上都賀総合病院
中野 記子	鹿沼市下田町1-1033	上都賀総合病院
石川 暢夫	鹿沼市西茂呂4丁目46-3	竹村内科腎クリニック
緒方 孝治	矢板市富田77番地	国際医療福祉大学塩谷病院
牧 和宏	矢板市土屋18番地	佐藤病院

横 山 雄 章	矢板市土屋18番地	佐藤病院
山 崎 諒 子	下野市小金井2-4-3	小金井中央病院

(健康増進課)

栃木県告示第116号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により指定障害児通所支援事業者から指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業 所		事業 者		廃 止 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
0951000041	佐久山サポートセンター空	大田原市佐久山2234	特定非営利活動法人障害児・者トータルサポートセンター空	那須塩原市西富山129	平成27年2月28日	児童発達支援

(障害福祉課)

栃木県告示第117号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
足利市わたらせ川左岸土地改良区	平成27年3月9日

(農地整備課)

栃木県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年3月24日から同年4月22日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路 線 名 293号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
/	前	さくら市狭間田字弥五郎下2895-7から さくら市狭間田字弥五郎下2802-2まで	52.5 ~ 77.0	21.0	



	後	さくら市狭間田字弥五郎下2895-7から さくら市狭間田字弥五郎下2802-2まで	32.0 ~ 34.6	21.0	
--	---	--	-------------	------	--

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 矢畑横倉新田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
292	前	小山市大字横倉字明浦966から 小山市大字横倉字戸館778-1まで	5.4 ~ 9.1	733.4	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	後A	小山市大字横倉字明浦966から 小山市大字横倉字戸館778-1まで	5.4 ~ 9.1	733.4	
	後B	小山市大字横倉字浦里998-1から 小山市大字横倉字戸館778-1まで	12.0 ~ 44.0	552.6	

栃木県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年3月24日から同年4月22日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
68	一般国道 293号	さくら市早乙女字三左エ門2093-1から さくら市狭間田字弥五郎下2802-12まで	平成27年3月24日
153	主要地方道 宇都宮向田線	塩谷郡高根沢町大字上高根沢6426-1から 塩谷郡高根沢町大字上高根沢6420-1まで	平成27年3月24日
339	一般県道 南小林栃木線	栃木市河合町997-1から 栃木市河合町1001まで	平成27年3月24日
339	一般県道 黒磯田島線	那須塩原市百村字屋敷内2664-5から 那須塩原市百村字屋敷内2664-5まで	平成27年3月24日
339	一般県道 黒磯田島線	那須塩原市百村字屋敷内2664-1から 那須塩原市百村字屋敷内2664-1まで	平成27年3月24日
339	一般県道 黒磯田島線	那須塩原市百村字屋敷内2664-4から 那須塩原市百村字屋敷内2664-4まで	平成27年3月24日
339	一般県道 黒磯田島線	那須塩原市百村字屋敷内国有林174林班い1小班から 那須塩原市百村字深山国有林200林班い1小班まで	平成27年3月24日

(道路保全課)

栃木県告示第120号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、小山市小山東部第一土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福田 富一

- 1 組合の名称 小山市小山東部第一土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和63年7月29日から平成32年3月31日まで
- 3 施行地区 小山市大字小山字彦右エ門橋及び字五反田の各一部  
大字土塔字高圓、字西谷、字東谷及び字横町の各一部  
大字犬塚字南原、字谷向及び字谷ノ中の各一部  
大字雨ヶ谷新田字渡辺及び字渡辺東の各一部
- 4 事務所の所在地 小山市中央町1丁目1番1号
- 5 設立認可の年月日 昭和63年7月29日
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成27年3月16日

栃木県告示第121号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、藤岡町荒立北土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福田 富一

- 1 組合の名称 藤岡町荒立北土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成8年7月30日から平成29年3月31日まで
- 3 施行地区 栃木市藤岡町藤岡字荒立、藤岡町大前字秋山向、字水入、字秋山、字本郷の各一部
- 4 事務所の所在地 栃木市藤岡町藤岡1022番地5
- 5 設立認可の年月日 平成8年7月18日
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成27年3月16日

(都市計画課)

栃木県告示第122号

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第6条の規定により、栃木県収入証紙を売りさばく者として次の者を指定したので、同条例第14条の規定により公告する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	氏 名 又 は 名 称	売 り さ ば き 場 所
平成27年3月13日	市貝町	芳賀郡市貝町大字市塙1280 市貝町出納室

(会計局会計管理課)

訓 令

栃木県訓令第1号

本 庁

栃木県官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

栃木県知事 福田 富一

栃木県官報報告規程の一部を改正する訓令

栃木県官報報告規程（昭和二十九年栃木県訓令第二十六号）の一部を次のように改正する。



第四条の表第五号(4)中「委員及び教育長」を「教育長及び委員」に改め、「別記様式第五号、」を削る。

別記様式第七号及び別記様式第九号中「(監査委員)」を「(教育委員会教育長・監査委員)」に改め、「○○委員」の下に「(教育長)」を加える。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日以後最初に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「新法」という。)第四条第一項の規定により新法第十三条第一項の教育長が任命された場合における当該人事異動の官報報告の様式は、改正後の別記様式第七号の規定にかかわらず、別に定める。  
(文書学事課)

公 告

○基本測量の終了

平成26年5月2日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類  
基本測量(国土調査に伴う基準点測量)
- 2 作業地域  
宇都宮市、日光市、小山市、上三川町、益子町、茂木町、芳賀町及び野木町
- 3 作業期間  
平成26年6月25日から平成27年2月27日まで

(監理課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例(昭和25年栃木県条例第46号)第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福 田 富 一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は名称
平成27年 4月1日	栃木市西方町本城1 栃木市西方総合支所生活環境課	(新規)	栃木市
	宇都宮市上戸祭2-3-31 株式会社足利銀行戸祭支店	(新規)	株式会社 足利銀行
	宇都宮市鶴田1-7-5 株式会社足利銀行宇都宮西支店	(新規)	
	宇都宮市インターパーク3-3-4 株式会社足利銀行インターパーク支店	(新規)	
	(廃止)	足利市通6-3173 株式会社足利銀行六丁目支店	

(廃止)	佐野市植上町1631 株式会社足利銀行佐野南支店
(廃止)	栃木市箱森町 6-7 株式会社足利銀行栃木西支店
(廃止)	那須烏山市大金186 株式会社足利銀行南那須出張所
(廃止)	鹿沼市楡木町514 株式会社足利銀行楡木支店
(廃止)	栃木市西方町金崎330 株式会社足利銀行西方出張所

(会計局会計管理課)

### 宇都宮市街地開発組合

#### 宇都宮市街地開発組合告示第 2 号

平成27年 3月13日招集した第221回宇都宮市街地開発組合議会定例会は、3月13日閉会した。

議決事項は、次のとおりである。

平成27年 3月24日

宇都宮市街地開発組合

組合長 福 田 富 一

第 1 号議案 平成26年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算 (第 1 号)

第 2 号議案 平成27年度宇都宮市街地開発組合一般会計予算

#### 宇都宮市街地開発組合告示第 3 号

平成26年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算 (第 1 号) については、平成27年 3月13日成立の結果、次のとおりである。

平成27年 3月24日

宇都宮市街地開発組合

組合長 福 田 富 一

平成26年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算 (第 1 号)

平成26年度宇都宮市街地開発組合の一般会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,088千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,931千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		37,418	△1,088	36,330
	1 基金繰入金	37,418	△1,088	36,330
歳入合計		81,019	△1,088	79,931

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 処分管理費		3,463	△1,088	2,375
	2 販売促進費	1,167	△1,088	79
歳 出 合 計		81,019	△1,088	79,931

## 宇都宮市街地開発組合告示第4号

平成27年度宇都宮市街地開発組合一般会計予算は、平成27年3月13日成立の結果、次のとおりである。

平成27年3月24日

宇都宮市街地開発組合

組合長 福田 富 一

平成27年度宇都宮市街地開発組合一般会計予算

平成27年度宇都宮市街地開発組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,887千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		10
	1 使用料	10
2 財産収入		44,046
	1 財産運用収入	44,045
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		37,689
	1 基金繰入金	37,689
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		42
	1 預金利子	1
	2 雑入	41
歳 入 合 計		81,887

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		2,542

	1 議 会 費	2,542
2 総 務 費		75,659
	1 総 務 管 理 費	75,464
	2 監 査 委 員 費	195
3 処 分 管 理 費		3,586
	1 処 分 管 理 費	3,586
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		81,887